

「小郡まちづくり～つながるプランおごおり～」のメンバーを募集します！

申 問 福祉課地域福祉係（東別館 1 階） ☎72-2111 内線445 ☎73-2555
〒838-0198 小郡市小郡255-1 ✉c-fukushi@city.ogori.lg.jp

「小郡まちづくり～つながるプランおごおり～」では、市民・市職員・社会福祉協議会職員がメンバーとなってワークショップを開催し、ともに「第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画～つながるプランおごおり～」(平成32年度～平成36年度)を策定します。

少子高齢社会の到来により、地域における福祉課題は深刻さを増しています。高齢者も、障がいのある人も、子育て世帯も、みんなが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、課題を共有し、地域でどのような取組ができるかを考え、5年間の計画と目標を立てます。

福祉のまちづくりを進めるため、一緒に計画をつくりませんか？



主な活動内容 平成30年7月～平成31年9月の期間で、複数回の開催を予定

- ・オリエンテーション(平成30年7月上旬予定)
- ・第1回(平成30年8月上旬予定)
- ・第2回以降(平成31年度に実施予定)

テーマ

「地域福祉とは何か」、「小郡にはどんな福祉の困りごとがあるか」、「困りごとの解決へ向けた取組」など

対象

小郡市のまちづくりや福祉に関心がある人

申込方法

電話・窓口・ファクス・郵送・Eメールのいずれかで①氏名(ふりがな)
②電話番号③住所④お住まいの小学校区⑤所属団体(あれば)を明記し、申込み
※窓口は、平日の午前8時30分～午後5時

申込締切

5月31日(木)消印有効

木造住宅耐震改修工事費補助金を交付します

申 問 都市計画課建築指導係（西別館 2 階） ☎72-2111 内線353

市は、住宅の耐震化を促進するために、昭和56年以前に建てられた木造住宅のうち、耐震診断で一定の評価がされた住宅の耐震改修工事費を補助します。

※詳細は市ホームページ(ホーム>まち・産業>住まい>耐震>平成30年度木造住宅耐震改修工事費補助金)に掲載しています

対象者

次の全ての要件に該当する人

- ・市町村税の滞納がない人
- ・本補助金を受けたことがない人

対象住宅

市内にある木造住宅で、次の全ての要件に該当するもの

- ①昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ②地階を除く階数が2以下のもの
- ③耐震診断を行い、上部構造評点が1未満のもの
- ④建築基準法および関係法令の規定に違反していないもの

対象工事

住宅の用に供する部分の耐震改修工事

補助金額

60万円を上限に、次のいずれか低い金額

- ①対象工事費50%
- ②対象工事の延べ床面積に1㎡当たり32,600円を乗じて得た額の50%

申込方法

工事の契約前に協議の上、交付申請書を提出

※予算の範囲内で補助を行うため、申請前にご相談ください

地域住民が主体となって行う介護予防活動を補助します

申 問 介護保険課高齢者サービス係(本館 1 階) ☎72-2111 内線454

高齢者の引きこもり閉じこもり対策として、介護予防(体操やレクリエーションなど)の機会の提供や介護予防講話、その他の教養講座など、利用者同士が交流できる場を提供し、高齢者の日中の居場所づくりを実施している団体を補助します。

- 対象団体** 次の全ての要件を満たす団体
- ・地域住民を主体に構成されている
 - ・市内に活動拠点がある
 - ・他の制度から助成や補助などを受けていない
- 対象事業** 次の①②のいずれかに該当する事業
- ①介護認定で要支援の認定を受けた人、または総合事業対象者を中心に行う事業
 - ②65歳以上の高齢者を中心に行う事業
- 対象経費** 外部講師への謝礼、机や椅子などの備品、消耗品、印刷製本費など
- 募集団体数** ① 1 団体程度、② 2 団体程度
- 補助額** 1 団体あたり年額20万円を上限
- 申込方法** 必要書類を持参または郵送
- 募集締切** 5月25日(金)必着
- 決定通知** 書類審査後、結果を代表者へ郵送します

市指定有形文化財「平田家住宅」の建物改修工事が完了しました

問 文化財課 ☎75-7555

平成29年10月から行っていた、市指定有形文化財「平田家住宅」の建物改修工事が3月末で完了しました。これからは、歴史・文化の学びと交流の場として、さまざまなイベントを開催する予定です。

〈5月のイベント〉

①2018こどもの絵展

- ★日時 5月2日(水)～9日(水)／午前10時～午後4時30分
- ★主催 こどもの絵の教室「アトリエ青い鳥」

②改修記念講演会「平田家住宅の調査・保存・これから」

- ★日時 5月12日(土)／午前10時～正午
- ★講師 土田充義さん(NPO法人文化財保存工学研究室理事長)
吉田喜三郎さん(吉田建築設計事務所)

③伝統文化教室「日本の愛唱歌を歌い継ぐ集い」

- ★日時 5月19日(土)／午後1時～3時
- ★講師 吉津真由美さん、富永多真美さん
(音楽あそびセラピスト)

★共通事項★

- ★会場 市指定有形文化財「平田家住宅」座敷
- ※会場に駐車場はありませんので、ご注意ください
- ★参加費 無料
- ※申込不要



味坂校区公民館が増築によりリニューアル！ 「ポピーの里あじさか館」へ

☎生涯学習課地域学習係 ☎72-2111内線522

昨年10月から行っていた味坂校区公民館の増改築改修工事が3月に竣工し、愛称「ポピーの里あじさか館」としてリニューアルしました。増改築改修の内容は、以下のとおりです。

増築内容 サロンコーナー、会議室、キッズコーナー、事務室など約180㎡

改修内容 トイレの全面洋式化、多目的トイレの設置、湯沸し室の設置、土足対応、下水道接続 など

校区公民館からコミュニティセンターへ

7月1日から、市内の校区公民館などの施設が、コミュニティセンターに生まれ変わり、より多くの市民の皆さんに利用していただける施設をめざします。

従来の公民館の機能は残し、社会教育の推進は今まで同様に行いながら、まちづくりの支援を推進していきます。



新設したキッズコーナー



愛称考案者
福田姫那さん(味坂小学校5年)

小郡市景観条例を制定しました

☎都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111内線353

市は、平成29年度、市内の良好な景観づくりの方策や基準を示した「小郡市景観計画」を策定しました。この計画を実効性のあるものとするため「小郡市景観条例」を制定し、平成30年7月1日から施行します。

これにより、地域ごとに定められた一定規模以上の建築物の新築や修繕などの行為を行う場合、市に届出が必要になります。

手続きの流れ 「小郡市景観計画 届出の手引き」を参照し、行為着手の30日前までに届出を行ってください。

※全ての行為が届出の対象となる地域があります。詳しくは「小郡市景観計画」をご覧ください

※「届出の手引き」や「小郡市景観計画」は、窓口または市ホームページでご覧いただけます

小郡市プレミアム付き住宅リフォーム券の 取扱事業者登録説明会を開催します！

☎商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111内線142

市と小郡市商工会は、地域消費喚起による商工業の活性化のため、住宅リフォーム券を発行します。

券の発行にあたり、事業概要と取扱事業者登録の説明会を開催します。

※昨年度利用した事業者も、登録を希望する場合は、参加してください

日時 5月8日(火)
①午後2時～、②午後6時～(計2回)
※各回とも内容は同じ

会場 小郡市商工会館3階大研修室
対象 市内に事業所を持ち、住宅リフォーム券取扱を希望する事業者
※申込不要

農地中間管理事業を活用ください

申 問 農業振興課農政係(南別館2階) ☎72-2111内線112・113
みい農業協同組合営農企画課 ☎78-3035

農地中間管理事業は、農地中間管理機構を受け皿として、農地を貸したい農家(出し手)から、地域の担い手(受け手)へ、農地の集約化を進める事業です。

申込期間 【平成30年度第1回公募】5月1日(火)～5月31日(木)
※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

平成30年度小郡市競争入札参加資格審査申請

提出 問 財政課契約監理係(本館2階) ☎72-2111内線234

受付期間 6月1日(金)～30日(土)
午前9時～午後4時(土日除く)

対象 市内の①建設業者②建設工事付帯業務事業者(コンサルタントなど)
③物品購入・役務提供関係事業者

※②③は、平成29年度に登録済みの業者で変更がない場合は手続不要

提出書類 申請要領を参照

※申請要領は、窓口で配布しているほか、市ホームページでダウンロード、郵便請求もできます

申請方法 窓口へ持参

※更新・変更の場合は郵送可(6月30日必着)

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のご案内

問 健康課健康推進係 ☎72-6666

対象 今まで高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人で、次の①または②に該当する人

①平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、

90歳、95歳、100歳になる人

②60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器の病気の
人、ヒト免疫不全ウイルスによる病気の人
(身体障害者手帳の内部疾患1級程度の人)

接種期間 平成31年3月31日(日)まで

費用 3,000円

市民税非課税世帯者や生活保護受給者は接種費用が免除されます

接種時に次の④～⑥のいずれかを医療機関へ提出してください

④予防接種非課税確認書(あすてらす内健康課発行)の原本

⑤生活保護受給証明書(福祉事務所発行)の原本

⑥平成30年度介護保険料納入通知書(所得段階1段階～3段階)の写し※7月までは平成29年度分

⑦介護保険負担限度額認定証の写し

⑧後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅰ・Ⅱ)の写し

※④⑥は事前に申請が必要です。詳しくは、市健康課にお問い合わせください

※⑦⑧は接種費用免除用の書類として、再発行はしません

※市内で高齢者用肺炎球菌ワクチンが接種できる医療機関を市ホームページに掲載しています

対象①に該当する人

4月下旬に個別通知しています

対象②に該当する人

個別通知はありません。身体障害者
手帳の写しや対象者基準表、健康保
険証、健康手帳を持参してください